

# 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

中小企業庁 経営支援部

イノベーションチーム

令和8年度予算（案） 122億円（123億円）

※事業の内容は、令和8年度当初予算案に基づくものであり、当該予算案の成立が前提です。  
今後の国会審議次第では事業内容等が変更される可能性があります。

## 事業目的・概要

### 事業目的

中小企業が下請け構造から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。

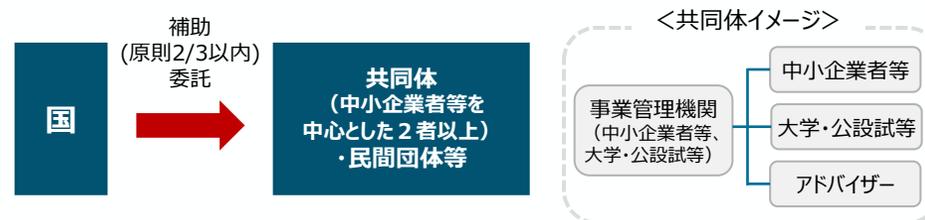
中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。

### 事業概要

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサビサポ事業））。

また、中小企業によるイノベーション創出を強力的に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助事業期間：2～3年
- 補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、3年間9,750万円  
（大型研究開発枠）単年1億円、3年間3億円
- 補助率：（中小企業者等）原則2/3以内（大学・公設試等）定額  
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内
- 委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等

## 成果目標・事業期間

- 短期的には、事業終了時点での以下の達成を目指す。
  - ・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超
- 最終的には、事業終了後5年経過時点で以下の達成を目指す。
  - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
  - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
  - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
  - ・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%

# 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業） 公募概要

※詳細は公募要領等を参照ください

## ➤ 公募期間

- ・令和8年2月16日（月）～令和8年4月17日（金）17時まで
- ・最新の公募情報等については、中小企業庁のHP等でご確認ください。

## ➤ 申請方法

- ・e-Rad(府省共通研究開発管理システム)

## ➤ 申請対象者

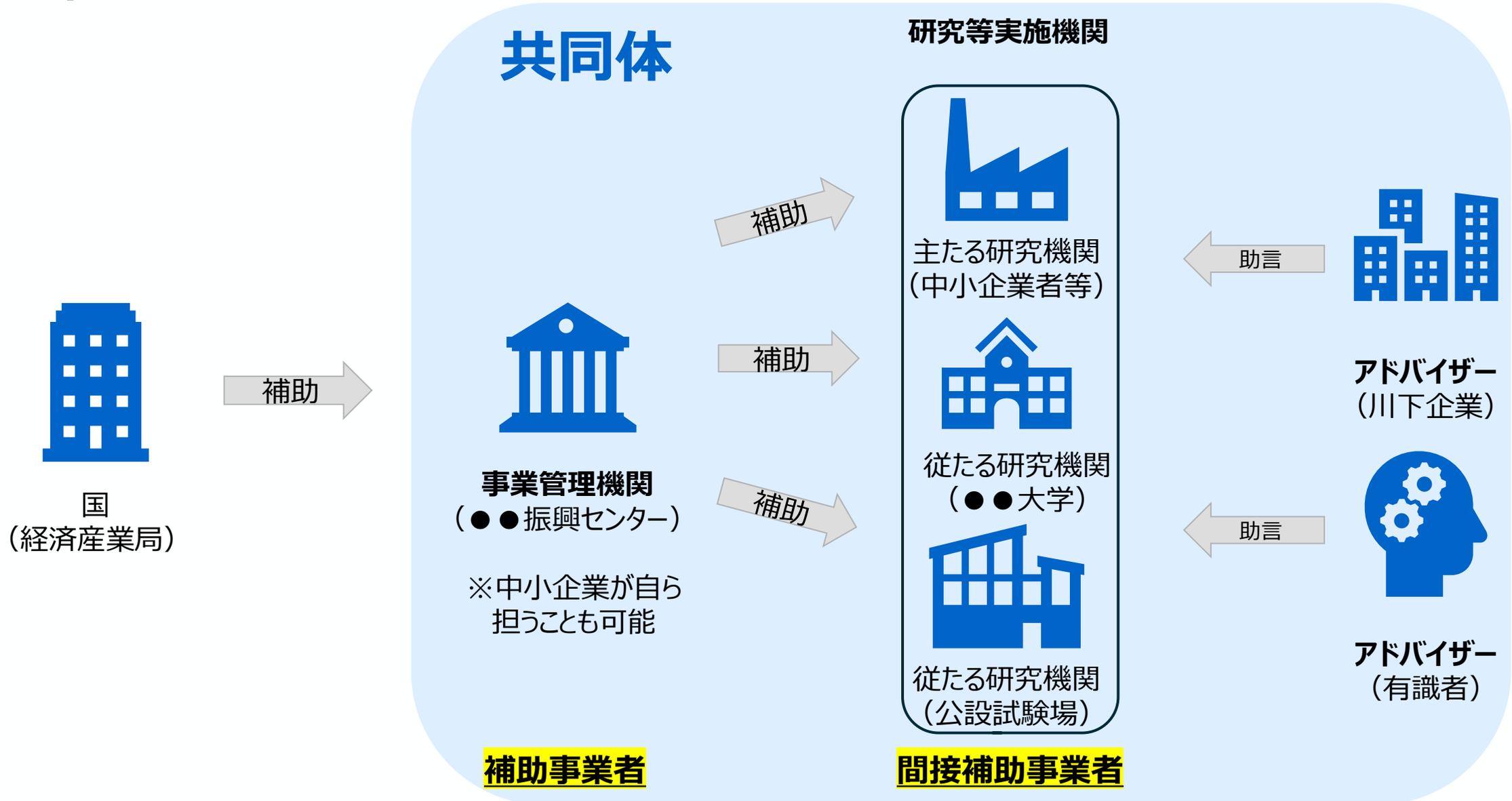
- ・中小企業者等を中心とした、研究等実施機関、事業管理機関を含む2者以上で構成された**共同体**が対象。
- ・大企業（中小企業者等に該当しない者）はアドバイザーに限り共同体に参画することができます。
- ・中小企業者等が受け取る補助金額が、共同体全体の補助金額の「2/3以上」である必要があります。

## ➤ 申請対象事業

- ・事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓の取組。
- ・本事業の補助対象期間の終了後5年以内を目処に事業化を達成する目標が策定できる事業。
- ・中小企業の特定期ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針（**高度化指針**）に記載された内容に関する研究開発等。

※事業の内容は、令和8年度当初予算案に基づくものであり、当該予算案の成立が前提です。  
今後の国会審議次第では事業内容等が変更される可能性があります。

# 共同体イメージ



※事業の内容は、令和8年度当初予算案に基づくものであり、当該予算案の成立が前提です。  
今後の国会審議次第では事業内容等が変更される可能性があります。

# 中小企業の特定期ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針

## ■ 特定ものづくり基盤技術に関する事項

➤ 12の基盤技術分野ごとに、製造業の国際競争力を支える特定ものづくり基盤技術の高度化の観点から、中小企業が目指すべき技術の方向性及び具体的な開発手法の情報を提示したものの。



## ■ 先端技術を活用した高度なサービス開発に関する事項

➤ 第4次産業革命の進展により、ものづくりとAI、IoT等の先端技術を活用した高度なサービス開発の融合の重要性が高まっていることを踏まえ、先端技術を活用した高度なサービス開発についての考え方や方針について整理したものの。

## ■ 高付加価値企業への成長・変革に関する事項

➤ 研究開発により磨き上げた基盤技術を用いて高付加価値製品の製造等を通じて下請け構造を脱却し、成長を遂げるために必要な考え方や方針について整理したものの。

<参考>

中小企業庁 中小企業の特定期ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>

※事業の内容は、令和8年度当初予算案に基づくものであり、当該予算案の成立が前提です。今後の国会審議次第では事業内容等が変更される可能性があります。

# 申請類型及び補助金額・補助事業期間等

	通常枠	大型研究開発枠※R8年度公募より新設
概要	中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発を支援する枠	研究開発に意欲的であり、かつ、大型研究開発投資に対して一定の見通しが立っている中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発等を支援する枠
補助金額 (上限額)	共同体全体で 単年度あたり <b>4,500万円</b> 以下 2年度合計で <b>7,500万円</b> 以下 3年度合計で <b>9,750万円</b> 以下 (中小企業者等が受け取る補助金額が補助金総額の2/3以上であること)	共同体全体で 単年度あたり <b>1億円</b> 以下 2年度合計で <b>2億円</b> 以下 3年度合計で <b>3億円</b> 以下 (中小企業者等が受け取る補助金額が補助金総額の2/3以上であること)
補助率	①中小企業者等・・・2/3以内 ※課税所得15億円以上等の中小企業者等又は中小企業者等の定義に該当するNPO法人は1/2以内  ②A機関及びB機関・・・定額 ※A機関及びB機関の定義については、公募要領をご確認ください。	
補助事業期間	2年度又は3年度	

※事業の内容は、令和8年度当初予算案に基づくものであり、当該予算案の成立が前提です。  
 今後の国会審議次第では事業内容等が変更される可能性があります。

# 補助対象経費

費目	具体的な対象経費（例）
物品費	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 機械装置備品費（機械装置及びソフトウェア並びに研究開発又は研究開発環境の整備等に必要な備品の購入・製作に要した経費）</li><li>➤ 消耗品費（研究開発や研究開発環境の整備に必要な材料、部品の製作や試料等の作成に必要な原材料、機械装置の製作や稼働、研究開発環境の整備に必要な資材や部品、研究開発や実験において摩耗、損耗が著しい消耗品等の購入に係る経費）等</li></ul>
人件費・補助員人件費 謝金	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 人件費・補助員人件費（研究開発や事業化に関する業務及び研究開発計画の運営管理に関する業務等の補助事業に直接従事した者に対する給与その他手当に関する経費）</li><li>➤ 謝金（委員等謝金及びアドバイザーや共同体外部の知見者から技術指導（技術流出防止を含む）を特に必要とする場合に支払われる謝金に係る経費）等</li></ul>
旅費	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 旅費（補助事業に直接従事した者、またはアドバイザーや共同体外部の知見者からの技術指導を特に必要とする場合に支払われるの旅費、滞在費及び交通費）等</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 外注費（原材料等の再加工、設計、分析、試験、調査（簡単なもの）、検査等を外部で行う場合に外注先への支払に要する経費）</li><li>➤ 知的財産権関連経費（研究開発と密接に関連し、研究開発等成果の事業化に当たり必要となる特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用や翻訳料等の経費。）</li><li>➤ マーケティング調査費（競合技術等の動向やユーザーニーズの調査等に要する経費）</li><li>➤ 賃貸借費（機械装置・ソフトウェア等のレンタル・リース、サブスクリプション代）等</li></ul>
委託費	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 事業の遂行に必要な調査等（共同・受託研究を含む）を委託するために支払われる経費。</li></ul>
間接経費	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 事業の実施に伴い管理等に必要な経費として、直接経費（物品費、人件費・補助員人件費・謝金、旅費、その他）の合計の30%を上限に計上できる経費。直接経費として充当すべきものは対象外。</li></ul>

※事業の内容は、令和8年度当初予算案に基づくものであり、当該予算案の成立が前提です。  
今後の国会審議次第では事業内容等が変更される可能性があります。

# お問い合わせ先

※事業の内容は、令和8年度当初予算案に基づくものであり、当該予算案の成立が前提です。  
今後の国会審議次第では事業内容等が変更される可能性があります。

## 制度の詳細、手続き等について

- ・主たる研究実施場所の都道府県を担当する経済産業局が窓口です。
- ・広域関東圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の場合は関東経済産業局が窓口となります。

**関東経済産業局 産業部製造産業課 Go-Tech担当**

TEL : 048-600-0307

E-mail : [bzl-kanto-sapoin@meti.go.jp](mailto:bzl-kanto-sapoin@meti.go.jp)

詳細はHPよりご確認ください→

「関東局 Go-Tech」で検索してください。  
※よくある質問も掲載しています。



## 申請書作成に関する相談

- ・中小企業基盤整備機構に設置されているアドバイザーが、成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）の申請書作成に関する相談、研究開発計画における技術面・事業化面の相談等を受け付けています。
- ・相談を予約する際には、以下の点について検討・確認が済んでから予約を取ることを推奨します。
  - ①事業管理機関が決まっている
  - ②共同体の構成が固まっている
  - ③研究開発内容を具体化している
  - ④Go-Tech事業の申請書（案）作成済である

**中小企業基盤整備機構 関東本部 支援推進課**

TEL : 03-5470-1606

E-mail : [sapoin-kanto@smrj.go.jp](mailto:sapoin-kanto@smrj.go.jp)



**中小企業基盤整備機構 中部本部 企業支援課**

TEL : 052-220-0516

※静岡県の場合は、中部本部が窓口となります。

